



# 島根県報

平成20年11月7日（金）

## 第2,033号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総 務 課）	2
広域連合の規約変更の許可	（市 町 村 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	2
地域森林計画の樹立	（森 林 整 備 課）	2
地域森林計画の変更	（       "      ）	3
解除予定保安林（2件）	（       "      ）	3
公有水面埋立ての免許	（漁港漁場整備課）	4
建築基準法の規定による道路の指定	（建 築 住 宅 課）	6

**【公 告】**

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	6
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（下 水 道 推 進 課）	7

**告 示****島根県告示第879号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成20年11月7日から施行する。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の薬種商試験の項中「薬種商試験」を「登録販売者試験」に改める。

**島根県告示第880号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成20年10月29日付けで雲南広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第881号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 益田市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

福原慎太郎 益田市幸町1番25号

## 2 就任年月日

平成20年10月15日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

齋藤 眸 益田市高津五丁目19番17号

**島根県告示第882号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
----------	---------	---------

高津川森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター益田事務所	自 平成20年11月8日 至 平成20年12月7日
------------------------	-------------------------------	------------------------------

**島根県告示第883号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名 称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
斐伊川森林計画区（松江市、安来市、東出雲町、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市、斐川町）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所	自 平成20年11月8日 至 平成20年12月7日
江の川下流森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所	自 平成20年11月8日 至 平成20年12月7日
隠岐森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局	自 平成20年11月8日 至 平成20年12月7日

**島根県告示第884号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町原田本谷970-37
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**島根県告示第885号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町中村鮎返813-26
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 島根県告示第886号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 免許年月日  
平成20年10月28日
- 2 免許受人  
島根県浜田市殿町1番地  
浜田市 代表者 浜田市長 宇津徹男
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県浜田市松原町1443番2、同町138番5から同町176番を経て同町437番甲に至る間の土地に接する無番地、同町1297番2及び同町1297番1の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑳の地点とを結ぶ春分秋分の満潮位（D.L.+0.62m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市港町日和山143番地の国土地理院日和山三等三角点

（北緯34度54分01秒9267、東経132度04分03秒2700）

- ①の地点 基準点から60度38分35秒に842.32メートルの地点  
②の地点 ①の地点から24度23分26秒に5.26メートルの地点  
③の地点 ②の地点から112度46分09秒に5.26メートルの地点  
④の地点 ③の地点から101度08分53秒に5.26メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から89度31分36秒に5.26メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から77度54分19秒に5.26メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から66度17分03秒に5.26メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から60度28分17秒に74.25メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から60度05分21秒に20.04メートルの地点  
⑩の地点 ⑨の地点から57度44分42秒に20.11メートルの地点  
⑪の地点 ⑩の地点から53度10分09秒に20.15メートルの地点  
⑫の地点 ⑪の地点から47度49分30秒に20.17メートルの地点  
⑬の地点 ⑫の地点から42度28分16秒に20.16メートルの地点  
⑭の地点 ⑬の地点から37度14分10秒に20.14メートルの地点  
⑮の地点 ⑭の地点から33度30分24秒に20.09メートルの地点  
⑯の地点 ⑮の地点から31度45分58秒に20.12メートルの地点  
⑰の地点 ⑯の地点から25度47分33秒に20.31メートルの地点  
⑱の地点 ⑰の地点から11度30分28秒に20.42メートルの地点

- ⑱の地点 ⑱の地点から358度52分37秒に20.39メートルの地点  
⑳の地点 ⑲の地点から346度27分31秒に20.60メートルの地点  
㉑の地点 ⑳の地点から320度44分47秒に20.74メートルの地点  
㉒の地点 ㉑の地点から299度13分16秒に14.87メートルの地点  
㉓の地点 ㉒の地点から209度13分24秒に0.40メートルの地点  
㉔の地点 ㉓の地点から291度22分29秒に24.14メートルの地点  
㉕の地点 ㉔の地点から316度33分21秒に10.56メートルの地点  
㉖の地点 ㉕の地点から319度27分58秒に3.72メートルの地点  
㉗の地点 ㉖の地点から324度14分00秒に2.36メートルの地点

## ウ 面積

3,325.48平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

島根県浜田市松原町1443番1、同町1443番2、同町138番5から同町176番を経て同町437番甲に至る間の土地に接する無番地、同町1297番2及び同町1297番1の地内並びにこれらの地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とC'の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市港町日和山143番地の国土地理院日和山三等三角点

(北緯34度54分01秒9267、東経132度04分03秒2700)

- Aの地点 基準点から57度36分04秒に834.22メートルの地点  
Bの地点 Aの地点から61度02分06秒に172.45メートルの地点  
Cの地点 Bの地点から31度22分35秒に95.15メートルの地点  
Dの地点 Cの地点から297度54分03秒に53.83メートルの地点  
Eの地点 Dの地点から18度25分22秒に45.00メートルの地点  
Fの地点 Eの地点から55度13分22秒に27.61メートルの地点  
Gの地点 Fの地点から136度05分39秒に6.08メートルの地点  
Hの地点 Gの地点から128度00分10秒に16.69メートルの地点  
Iの地点 Hの地点から94度05分11秒に21.28メートルの地点  
Jの地点 Iの地点から130度22分35秒に12.37メートルの地点  
Kの地点 Jの地点から147度34分43秒に21.11メートルの地点  
Lの地点 Kの地点から134度46分15秒に22.39メートルの地点  
Mの地点 Lの地点から185度47分02秒に48.12メートルの地点  
Nの地点 Mの地点から181度35分29秒に9.54メートルの地点  
Oの地点 Nの地点から199度19分30秒に14.80メートルの地点  
Pの地点 Oの地点から203度00分07秒に19.29メートルの地点  
Qの地点 Pの地点から210度36分33秒に17.65メートルの地点  
Rの地点 Qの地点から215度57分00秒に15.71メートルの地点  
Sの地点 Rの地点から219度13分43秒に17.57メートルの地点  
Tの地点 Sの地点から221度59分04秒に20.56メートルの地点  
Uの地点 Tの地点から226度10分00秒に20.32メートルの地点  
Vの地点 Uの地点から230度38分25秒に18.09メートルの地点

Wの地点 Vの地点から235度02分18秒に24.30メートルの地点

Xの地点 Wの地点から239度37分29秒に27.25メートルの地点

Yの地点 Xの地点から241度05分04秒に29.09メートルの地点

Zの地点 Yの地点から151度06分12秒に3.93メートルの地点

A'の地点 Zの地点から244度06分37秒に39.98メートルの地点

B'の地点 A'の地点から244度10分22秒に19.80メートルの地点

C'の地点 B'の地点から248度47分21秒に22.89メートルの地点

ウ 面積

27,568.10平方メートル

#### 4 埋立地の用途

道路用地

### 島根県告示第887号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

路線名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日 及び番号
	起 点	終 点			
3・4・10号 下熊谷中央線	雲南市木次町下熊谷 1157番地3	雲南市木次町下熊谷 1486番地5	メートル 12.5～17.1	メートル 800.0	平成20年10月29日 第3号
3・5・11号 下熊谷東西線	雲南市木次町下熊谷 1530番地4	雲南市木次町下熊谷 1478番地4	13.5～36.0	232.5	平成20年10月29日 第3号

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 開発区域

簸川郡斐川町大字直江町1298番、1307番、1308番、1309番5、1309番9、1309番10、1310番1、1310番5、1317番2、1317番5、1319番、1328番1、1328番2、1330番5

簸川郡斐川町大字直江町1297番1、1297番2、1309番4、1310番3、1311番2、1314番、1315番、1317番3、3925番1、3926番1の一部

面積 7,180.46平方メートル

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市大津朝倉3-8-18

アクト株式会社

---

代表取締役 三加茂公之

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

広瀬都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

---